

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第21号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 知事の職務の代理に関する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 副知事の担当事務に関する規程（人事課）	1

公布された法令のあらまし

◎知事の職務の代理に関する規則（規則第20号）

守本真一副知事及び守本豊副知事の選任等に伴い、知事の職務を代理する副知事の順序及び上席の職員を定めることとした。

規 則

知事の職務の代理に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第20号

知事の職務の代理に関する規則

（知事の職務を代理する副知事の順序）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事に事故があるとき、又は知事が欠けたときは、次に掲げる順序によってその職務を代理する。

- (1) 副知事 守本真一
- (2) 副知事 守本豊

（知事の職務を代理する上席の職員）

第2条 地方自治法第152条第3項の規定による知事の職務を代理する上席の職員は、部制条例（昭和38年兵庫県条例第68号）第1条に規定する部の部長とし、その順序は、同条に規定する部の順序とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

副知事の担当事務に関する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

副知事の担当事務に関する規程

第1条 副知事の担当事務は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	担当事務
1 守本真一副知事が担任する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 危機管理部 農林水産部 環境部 土木部 まちづくり部 (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 企業庁 監査委員 公安委員会 収用委員会 海区漁業調整委員会内水面漁場管理委員会
2 守本豊副知事が担任する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 総務部 企画部 財務部 県民生活部 福祉部 保健医療部 産業労働部 出納局 (2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 病院局 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会 労働委員会

第2条 知事の決裁事項を処理する場合において特に重要と認められるものについては、両副知事の合議を経なければならない。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。